

社会福祉法人ふるさと福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふるさと福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合であっても、費用を弁償しない。

- 2 交通費が発生する場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. 本規程は、平成29年4月1日から施行する。